

# 第3次 とよあけ男女共同参画プラン

～市と市民の協働による男女平等社会の実現をめざして～

平成27年度～平成36年度  
2015－2024

豊 明 市

## はじめに



人口減少や少子高齢化の進展など、人口構造が変化する中で、誰もが希望を持って生活できる活力ある社会を築くためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が不可欠であります。

本市におきましては、平成10年3月に「とよあけ男女共同参画プラン」を、平成19年3月には、「第2次とよあけ男女共同参画プラン」を策定し、様々な取組みを進めてまいりました。

このたび、「第2次とよあけ男女共同参画プラン」の計画期間が終了するため、平成27年度から平成36年度までの10年間を計画期間とした「第3次とよあけ男女共同参画プラン」を新たに策定しました。

この計画に基づき、市民の皆様をはじめ、団体、企業との協働により積極的に男女共同参画を推進してまいりますので、家庭、学校、職場、地域社会における実現に向けて一層のご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

最後になりましたが、このプランの策定にあたり、市民の皆様には、アンケート調査などにより、貴重なご意見をお寄せいただきましたことに感謝を申し上げるとともに、熱心にご審議いただきました豊明市男女共同参画懇話会の委員をはじめ、関係者の皆様に心よりお礼申し上げます。

平成27年3月

豊明市長 石川英明

# 目次

## 第1章 プランの基本事項

### 1 プラン策定の趣旨

(1) 趣旨	1
(2) 位置づけ	2
(3) 策定体制	2
(4) 期間	2
(5) 男女共同参画社会の推進	2
(6) 策定経過	3

### 2 豊明市の状況と今後の取り組み

(1) 男女平等教育・啓発の推進	4
(2) DV（ドメスティック・バイオレンス）などの根絶	5
(3) 社会参加の推進	6
(4) 計画的な推進	8

### 3 プランの構成

(1) 基本理念	9
(2) 基本目標	9
(3) 重点目標	9
(4) 施策体系	10

## 第2章 プランの内容

I 男女平等教育・啓発の推進	11
重点課題1 男女平等教育の推進	12
重点課題2 男女共同参画意識の啓発	14
重点課題3 人権の尊重	16
II 社会参加における男女共同参画の推進	19
重点課題1 地域社会での男女共同参画の推進	20
重点課題2 就業における男女平等	22
III 生涯にわたる安心・安全な生活の確保	25
重点課題1 次世代育成支援	26
重点課題2 高齢者・障がい者支援	27
重点課題3 心と身体健康支援	28
重点課題4 社会的支援の拡充	29
IV 計画の推進・評価	30
重点課題1 推進及び評価	31
重点課題2 庁内体制の整備	32

## 第3章 数値目標・重点目標

1 数値目標	33
2 重点目標	34

## <参考> 関連法令等

「男女共同参画社会基本法」	35
「豊明市男女共同参画懇話会運営規則」	39
「第3次とよあけ男女共同参画プラン策定委員会設置要綱」	40
「豊明市男女共同参画推進担当者設置要綱」	41

## 第1章

# プランの基本事項

# 1 プラン策定の趣旨

## (1) 趣旨

豊明市では、平成 10 年（1998 年）3 月に、市における男女共同参画の方向性を定めた「とよあけ男女共同参画プラン」を策定し、その後、平成 19 年（2007 年）3 月に後継計画となる「第 2 次とよあけ男女共同参画プラン」を策定しました。

今後も引き続き男女共同参画に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、変化する社会経済情勢等に対応するとともに、国、愛知県の動向などを踏まえて「第 3 次とよあけ男女共同参画プラン」を策定するものとします。

### ■国、愛知県、豊明市の動き

年	動き	
平成 9 年	愛知県	「あいち男女共同参画 2000 年プラン」策定
平成 10 年	豊明市	「とよあけ男女共同参画プラン」策定
平成 11 年	国	「男女共同参画社会基本法」公布、施行
平成 12 年	国	「男女共同参画基本計画」策定
平成 13 年	国	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行
	愛知県	「あいち男女共同参画プラン 21」策定
平成 14 年	愛知県	「愛知県男女共同参画推進条例」施行
平成 15 年	国	「次世代育成支援対策推進法」及び「少子化社会対策基本法」公布、施行
平成 16 年	国	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定
平成 17 年	国	「男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定
	愛知県	「愛知県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定
平成 18 年	愛知県	「あいち男女共同参画プラン 21（改定版）」策定
平成 19 年	国	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
	豊明市	「第 2 次とよあけ男女共同参画プラン」策定
平成 22 年	国	「男女共同参画基本計画（第 3 次）」策定
平成 23 年	愛知県	「あいち男女共同参画プラン 2011-2015」策定
平成 24 年	愛知県	「あいち仕事と生活の調和行动計画」策定
平成 27 年	豊明市	「第 3 次とよあけ男女共同参画プラン」策定

## (2) 位置づけ

本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定されている「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。

また、このプランの基本目標Ⅰ「男女平等教育・啓発の推進」の重点課題3「人権の尊重」課題の「(2) 女性に対する暴力の根絶」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画（市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画）として位置づけます。

## (3) 策定体制

本プランは、市の附属機関である「豊明市男女共同参画懇話会」と「第3次とよあけ男女共同参画プラン策定委員会」において審議を重ね、また「豊明市男女共同参画推進担当者」から意見聴取を行い策定しました。

策定の過程においては、市民へのアンケート調査などを通じ、豊明市における男女共同参画を取り巻く実態を把握するとともに、プラン案に対するパブリックコメントを実施するなど、広く市民の意見を取り入れ、その反映に努めました。

## (4) 期間

本プランの期間は、平成27年度（2015年度）から平成36年度（2024年度）までの10年間とします。ただし、国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じ見直しを行います。

## (5) 男女共同参画社会の推進

男女共同参画社会の実現には、豊明市でも多くの部署が関わっており、それぞれにおいて様々な課題が明らかになっています。しかしながら、各部署が業務を遂行する過程においては、「男女共同参画」を主たる目的として取り組んでいるわけではないことから、プランの描く理想のようには、なかなか進んでいない状況にあると考えられます。

したがって、男女共同参画に関する施策を推進するには、人々の意識を変えるところから始めることが必要と考えられます。そして、長きにわたって定着してきた固定的な性別役割分担意識などを改めていくことは、容易なことではなく、時間のかかる取り組みであることを認識する必要があります。

また、意識変革の取り組みとしては、定まった解答が存在しないことから、試行錯誤によって進めざるを得ない側面を持っています。一部行き過ぎた男女共同参画施策とも言われる学校における男女混合名簿や、公共施設のトイレ表示を（青と赤という表記を改め）男女どちらも緑色で表記するといった取り組みは、このような試行錯誤の結果生まれたものと考えられます。

男女共同参画の概念は、誰もが、仕事、家庭、地域、個人など、様々な活動に関わるものであるとともに、豊かな社会を実現するための重要なテーマです。「第3次とよあけ男女共同参画プラン」は、望ましい社会の姿に向けて、市と市民が協働し、取り組むべき内容が記されています。

## (6) 策定経過

日付	内容
平成 26 年 1 月 19 日～ 2 月上旬	男女共同参画に関する市民意識調査の実施
1 月 30 日	サテライトセミナー 「やさしく学べる男女共同参画講座」 講師 星城大学教授 柴田良枝氏 受講者 37 名
5 月 20 日	第 1 回豊明市男女共同参画懇話会 第 2 次とよあけ男女共同参画プラン総括評価
5 月 23 日～ 6 月 27 日	男女共同参画標語・川柳募集 応募人数 2,315 人 応募作品 2,350 点
7 月 16 日	第 1 回豊明市男女共同参画プラン策定委員会
8 月 19 日	第 2 回豊明市男女共同参画懇話会
8 月 25 日	第 3 回豊明市男女共同参画懇話会
9 月 9 日	第 4 回豊明市男女共同参画懇話会
10 月 14 日	第 5 回豊明市男女共同参画懇話会
10 月 18 日	とよあけ男女共同参画フェスタ 標語・川柳入賞作品表彰 講演会「女（ひと）と男（ひと）の素敵なハーモニー」 講師 エスペランサ
11 月 8・9 日	あいち・なごや ESD フェスタ参加 とよあけ男女共同参画フェスタ紹介
12 月 24 日	第 2 回豊明市男女共同参画プラン策定委員会
平成 27 年 1 月 7 日～ 2 月 5 日	パブリックコメント実施
3 月 3 日	第 6 回豊明市男女共同参画懇話会
3 月 5 日	男女共同参画推進担当者研修会
3 月 18 日	第 3 回豊明市男女共同参画プラン策定委員会

## 2 豊明市の状況と今後の取り組み

本計画策定にあたり、市民の男女共同参画に対する意識を把握するとともに、第3次とよあけ男女共同参画プランの基礎資料とすることを目的として市民意識調査を実施しました。この市民意識調査の結果を中心に、本市の状況と、それに対応する今後の取り組みを記します。

### 市民意識調査の概要

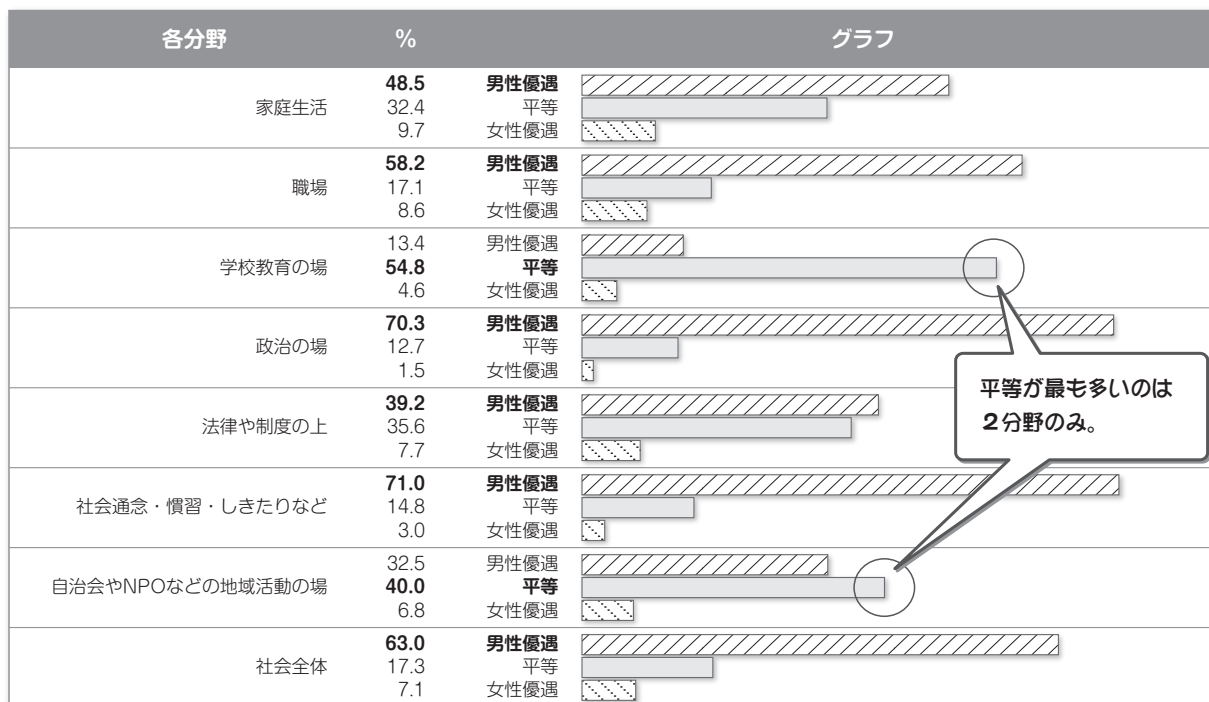
対象	豊明市の住民基本台帳から無作為抽出した20歳以上の市民2,000名(平成26年1月8日現在)
調査期間	平成26年1月19日～2月上旬
調査方法	調査票による本人記入方式、郵送配布・郵送回収
有効回収数	820(回収率41.0%)

### (1) 男女平等教育・啓発の推進

「男性優遇」と「女性優遇」という意見の割合を比較すると、個別の分野の項目、社会全体のいずれも「女性が優遇されている」よりも「男性が優遇されている」という意見の方が多くなっています。

「平等」が最も多い項目は、「学校教育の場」、「自治会やNPOなどの地域活動の場」のみとなっています。

#### ◆各分野における男女の地位の平等感



社会全体及び各分野で、男性優遇の状況となっていることから、家庭・職場・地域活動など様々な場面での情報提供を進めるなど、基本目標I「男女平等教育・啓発の推進」における各種取り組みを進め、男女の地位の平等感を高めていきます。



## (2) DV（ドメスティック・バイオレンス）などの根絶

男女雇用機会均等法及び男女共同参画という言葉の認知度は半数以上の認知度となっています。さらに、DV（配偶者や恋人その他の親密な関係にある者からの身体的、精神的、経済的または性的な苦痛を与えられる暴力的行為）は、85%近くの認知度で、最も高い結果となっており、社会課題として広く知られていることがわかりました。

DVをはじめとし、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春などを防止するために必要な対応策としては、啓発にとどまらず、法律・制度の見直しをはじめとした、実効性ある取り組みを求める意見が多くなっています。加えて、男女で回答を比較すると、女性のほうが被害者への支援や、加害者への対策という直接的な取り組みを求めていることがわかります。

### ◆男女共同参画に関する用語の認知度

項目	%	グラフ
<b>DV（配偶者からの暴力）</b>	<b>84.6</b>	
<b>男女雇用機会均等法</b>	<b>82.9</b>	
<b>男女共同参画社会</b>	<b>56.6</b>	
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	34.0	
ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）	28.7	
女子差別撤廃条約	25.4	
ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	16.0	
わからない	3.8	
見たり聞いたりしたものはなし	2.4	
無回答	1.3	

これらの用語は、半数以上の市民が認知しています。

### ◆DV、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春などを防止するために必要な施策

項目	%	グラフ
<b>法律・制度の面で見直しを行う（罰則の強化など）</b>	<b>55.7</b>	
<b>被害者のための相談窓口や保護施設を整備する</b>	<b>49.8</b>	
<b>捜査や裁判での担当者に女性を増やすなど、被害者が届けやすいようにする</b>	<b>49.4</b>	
<b>犯罪の取り締まりを強化する</b>	<b>48.4</b>	
職場での男女の人権が軽視されないように、管理者の人権教育を図る	39.8	
家庭や学校において、男女平等や性についての教育を充実させる	34.6	
これらを助長するおそれのある情報（雑誌、コンピューターソフトなど）を取り締まる	28.2	
加害者に対するカウンセリングや更正を促すプログラムを実施する	26.7	
メディア（放送、出版、新聞など）を活用して、広報・啓発活動を積極的に行う	24.1	
メディアが自主的に倫理規定を強化する	12.0	
わからない	5.0	
その他（具体的に）	2.1	
無回答	1.6	
特に対策の必要はない	1.0	

法律・制度の見直しをはじめとした具体的な取り組みをおよそ半数の市民が求めています。

◆ DV、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春などを防止するために必要な施策【男女別比較】

項目	女性	男性	差	グラフ
加害者に対するカウンセリングや更正を促すプログラムを実施する	32.9	20.8	12.1	
被害者のための相談窓口や保護施設を整備する	55.9	44.4	11.5	
捜査や裁判での担当者に女性を増やすなど、被害者が届けやすいようにする	53.2	46.0	7.2	
これらを助長するおそれのある情報（雑誌、コンピューターソフトなど）を取り締まる	32.1	24.9	7.2	
職場での男女の人権が軽視されないように、管理者の人権教育を図る	43.4	37.3	6.1	
家庭や学校において、男女平等や性についての教育を充実させる	37.4	32.6	4.8	
犯罪の取り締まりを強化する	50.4	48.5	1.9	
法律・制度の面で見直しを行う（罰則の強化など）	56.4	57.0	-0.6	
特に対策の必要はない	0.2	1.6	-1.4	
メディアが自主的に倫理規定を強化する	10.8	13.4	-2.6	
メディア（放送、出版、新聞など）を活用して、広報・啓発活動を積極的に行う	22.3	26.3	-4.0	
その他（具体的に）	2.2	2.2	0.0	
わからない	4.8	5.2	-0.4	
無回答				

女性重視

男性重視

DVなどの様々な問題に対しては、具体的な解決策を求められていることから、基本目標Ⅰ「男女平等教育・啓発の推進」の重点課題3「人権の尊重」、基本目標Ⅲ「生涯にわたる安心・安全な生活の確保」の重点課題4「社会的支援の拡充」に位置づけた事業を中心に、取り組んでいきます。特に、DVは、広く認知されていることが明らかとなったことに加え、被害者となることが多い女性は男性以上に被害者支援などの取り組みを求めています。

基本目標Ⅰ「男女平等教育・啓発の推進」の重点課題3「人権の尊重」課題の「(2) 女性に対する暴力の根絶」(17 ページ) は、「豊明市 DV 対策基本計画」としても位置づけます。

### (3) 社会参加の推進

仕事・家庭・地域のバランスについて希望と現実ではどのような違いがあるかを確認すると、男性・女性ともに希望としては家庭を優先する声が多く、一方で、現実には男性は仕事を女性では家庭を優先している人が最も多くなっています。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的な役割分担についての調査の結果は、「賛成派」が「反対派」を上回り、全国調査と比較しても、本市の結果は反対する人の割合が低くなっています。特に、男性は全国調査に比して、賛成が多く、反対が少ないことから、この傾向が強いと言えます。

### ◆仕事・家庭・地域のバランスについて

優先するもの	希 望		現 実	
	女性	男性	女性	男性
「仕事」	2.4	9.1	17.9	37.9
「家庭」	28.7	25.6	38.3	21.2
「地域・個人」	4.3	4.4	2.7	3.8
「仕事」と「家庭」	23.4	24.5	19.6	18.1
「仕事」と「地域・個人」	2.2	3.0	1.7	2.2
「家庭」と「地域・個人」	15.9	15.4	9.4	7.7
3つとも	21.7	17.1	5.8	6.0
その他	0.5	0.0	1.5	0.8
分からない	1.0	0.8	3.1	2.2
無回答	—	—	—	—

男性では仕事を、女性では家庭を優先せざるを得ない状況になっていると言えます。

### ◆「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」に対する意見

		賛成	反対
全体	豊明市	44.3	41.0
	国	44.6	49.4
(女性)	豊明市	40.4	45.4
	国	43.2	51.7
(男性)	豊明市	50.2	38.0
	国	46.5	46.5

本市の調査結果は、「賛成」が「反対」を上回っています。「反対」の割合は、全体、男女別いずれにおいても、全国調査に比して本市の方が少ないことから、固定的な役割分担を支持する人が多いと言えます。

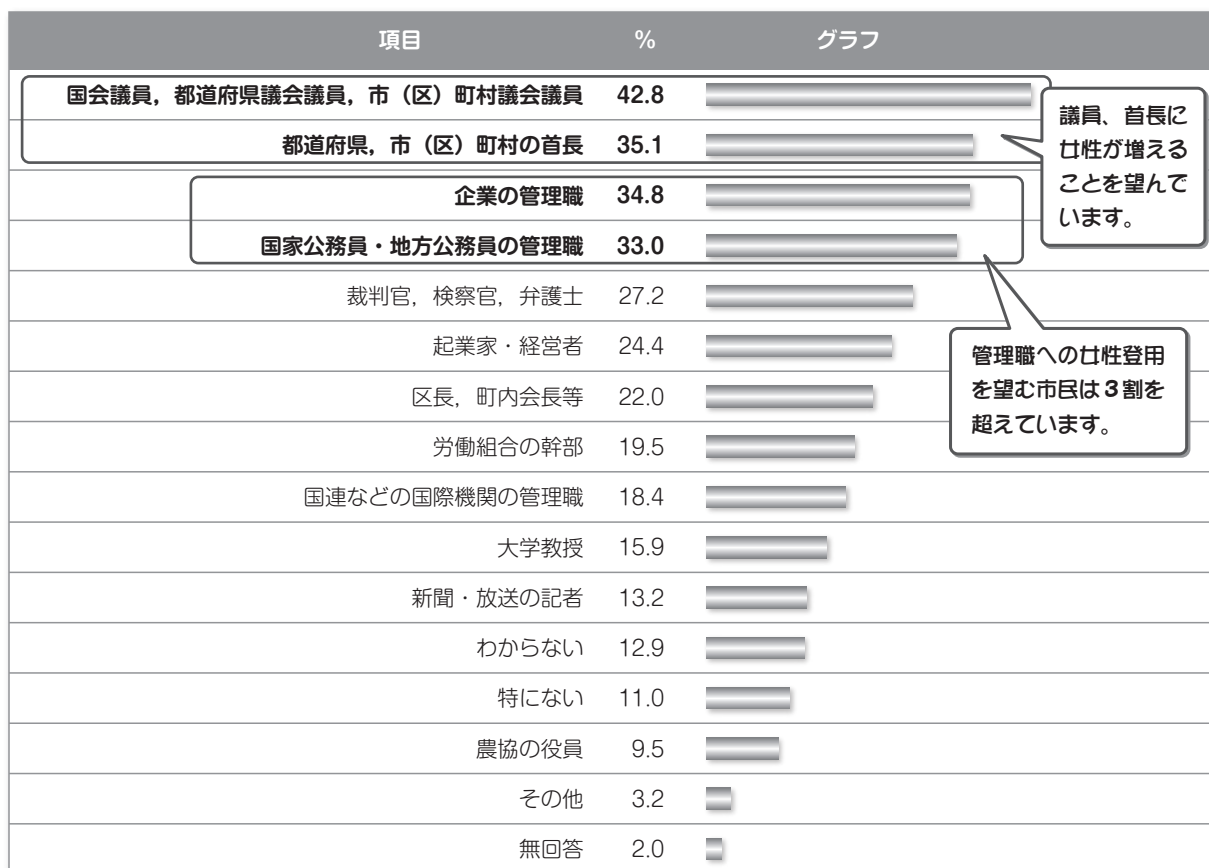
性別によって人生の選択の幅を狭めてしまうことがなく社会参加を推進するため、基本目標Ⅰ「男女平等教育・啓発の推進」の重点課題2「男女共同参画意識の啓発」、基本目標Ⅱ「社会参加における男女共同参画の推進」の重点課題1「地域社会での男女共同参画の推進」、重点課題2「就業における男女平等」、基本目標Ⅲ「生涯にわたる安心・安全な生活の確保」の重点課題1「次世代育成支援」、重点課題2「高齢者・障がい者支援」に位置づけた取り組みを行うことで、固定的な性別役割分担意識の解消、及び、子育てや介護に関する環境整備を進めていきます。

[国調査出典：内閣府「女性の活躍推進に関する世論調査」2014年度（平成26年度）]

## (4) 計画的な推進

女性が増えると良いと思われる職業や役職に関する調査結果は、議員、首長といった政策決定に関わる役割や企業・公務員の管理職に女性が増えることを望む意見が30%を超える結果となりました。

### ◆女性が増えるとよいと思われる職業や役職



男女共同参画は、市民をはじめとする多様な主体と協働して行う必要がある分野横断的な内容です。加えて、意識を変えていくという時間がかかる取り組みでもあることから、基本目標Ⅳ「計画の推進・評価」のとおり、調査や評価を行い、計画的かつ継続的に進めていきます。さらに、重点課題2「庁内体制の整備」に位置づけたとおり、庁内の組織の整備及び意識の改革も率先して進めていきます。

## 3 プランの構成

### (1) 基本理念

本プランでは、平成 19 年（2007 年）策定の「第 2 次とよあけ男女共同参画プラン」を継承し、市と市民の協働による男女平等社会の実現に向け、性別に関わりなく、男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、多様性を認め合える男女共同参画社会をめざします。

男女共同参画社会基本法の理念を踏まえ、社会のあらゆる分野に参画できる機会の確保と男女間の格差の是正に努め、市民と協働して計画を推進していきます。

### (2) 基本目標

基本理念を実現するために、次のとおり 4 つの基本目標を定め、課題に取り組みます。

- I 男女平等教育・啓発の推進
- II 社会参加における男女共同参画の推進
- III 生涯にわたる安心・安全な生活の確保
- IV 計画の推進・評価

### (3) 重点目標

施策推進のために、次の施策を重点目標として取り組んでいきます。

- I 広報・出版物等における男女共同参画視点に立った表現の促進 (施策 13)
- II 区・町内会などにおける役職者への女性の登用促進 (施策 41)
- III 高齢者の生きがい支援と社会参加の促進 (施策 68)

## (4) 施策体系

基本目標	重点課題	課 題	
I 男女平等教育・啓発の推進	1 男女平等教育の推進	(1) 学校教育等における男女平等教育の推進	
		(2) 生涯学習及び地域での教育の推進	
	2 男女共同参画意識の啓発	(1) 市民への啓発事業の推進	
		(2) 新しい家庭文化創造の推進	
	3 人権の尊重	(1) 性の尊重	
		(2) 女性に対する暴力の根絶	
		(3) 人権侵害に対する救済	
	II 社会参加における男女共同参画の推進	1 地域社会での男女共同参画の推進	(1) 自立的・自主的な市民活動の推進
			(2) 男女平等の地域コミュニティの活性化
2 就業における男女平等		(1) 就労支援の推進	
		(2) 雇用環境整備の働きかけ	
		(3) 企業等への啓発	
III 生涯にわたる安心・安全な生活の確保	1 次世代育成支援	(1) 総合的な子育て支援	
		(2) 子どもへの虐待防止	
	2 高齢者・障がい者支援	(1) 高齢者・障がい者福祉の充実	
		(2) 過重負担の解消	
	3 心と身体の健康支援	(1) 健康維持支援	
	4 社会的支援の拡充	(1) 災害時における女性等への配慮	
		(2) 外国人に向けた支援	
	IV 計画の推進・評価	1 推進及び評価	(1) 計画推進体制の整備
(2) 評価体制の確立			
(3) 調査・研究			
2 庁内体制の整備		(1) 推進組織の整備	
		(2) 意識改革の推進	



## 第2章 プランの内容

ページの余白に「男女共同参画川柳・標語」を掲載しています。これは、男女共同参画についての理解と関心を深めることを目的として毎年募集しているもので、平成 25 年度と平成 26 年度に入賞した作品 22 点となっています。



## 基本目標 I 男女平等教育・啓発の推進

### 【基本的方向性】

- 男女共同参画社会を実現するには、家庭、学校、地域など子どもを取り巻くあらゆる環境において、保護者や指導者、身近な地域の大人が男女平等意識を持つことが重要です。
- 性別に関わらず、全ての子どもに等しい教育の機会を与えられ、誰もが平等であり、その多様性を求め合うことの大切さに重点をおいた教育の推進を図ります。また多くの市民が学習の機会が得られるよう配慮します。
- 旧来の固定観念に縛られず、性別に関係なく人として個性やその多様性が認められ、各個人・家庭のライフスタイルにあった、多様で自立した家庭を築くことができるよう、市民に向けた男女共同参画意識の啓発を行います。
- DV や人権侵害をなくし、すべての人の命の尊厳と人権が尊重されるよう、性に関する正しい教育を行います。また、地域と連携して暴力や人権侵害の防止・対策を推進します。

## 重点課題 1 男女平等教育の推進

### 課題（1）学校教育等における男女平等教育の推進

施 策		内 容
1	男女平等教育の環境整備	教育や保育の場での男女間の不必要な区別・慣習を見直し、男女平等の視点に立った保育・教育を行います。
2	個を大切にし、多様な選択を可能にする教育の充実	一人ひとりの良さや個性を伸ばす保育・教育を大切にすることにより、性別にとらわれない勤労観・職業観を育み、主体的に進路選択できる能力を育成します。
3	指導者（教職員・保育士）の男女共同参画意識の啓発	教職員・保育士を対象に、男女共同参画に関する研修を実施し、男女平等への理解を深めます。
4	保護者への啓発	児童・生徒の保護者向けの各種研修会や講座、講演会において、男女共同参画に関する内容を取り上げます。

育てよう  
個性広がる  
共同参画

## 課題（2）生涯学習及び地域での教育の推進

施 策		内 容
5	男女共同参画に関する学習機会の充実	家事・育児・介護などの家庭生活に関する講座やセミナーの開催など、男女共同参画に関する学習ができる機会を充実します。
6	中高年男性を対象とした家庭や地域での暮らし方の啓発	中高年男性を対象に、男女共同参画社会の意義を啓発するため、家庭や地域での暮らし方についての講座を充実します
7	高齢期の男女共同参画に関する意識啓発	高齢者を対象に、男女共同参画に関する広報・啓発活動を実施します。
8	男女共同参画の視点にたった指導者養成と活動支援	ジェンダー <sup>※1</sup> に敏感な視点をもった指導者の養成を行います。また、男女共同参画に資する学習グループなどに対する活動支援を行います。
9	多様な人々が学習できる環境の整備	性別、世代、ライフステージを問わず、多様な人々が学習に参加できるように、テーマを設定し、環境（託児、手話通訳、要点筆記など）を整備します。

おもしろいやり ことができれば 差別なし

### **用語解説** ※1 ジェンダー

「社会的・文化的に形成させた性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別がある。一方、社会通念や習慣の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

## 重点課題 2 男女共同参画意識の啓発

### 課題 (1) 市民への啓発事業の推進

施 策		内 容
10	男女共同参画に関する情報や行政資料の収集と貸出	男女共同参画に関する書籍や DVD などを収集・整備し、必要に応じて市民への貸出等を行い利用普及に努めます。
11	男女共同参画に関する情報発信	市全体の取り組みとして、広報やホームページなどをはじめ男女共同参画に関する情報発信の場を充実します。
12	男女共同参画に関するイベント等の充実	市全体で男女共同参画に関する意識を醸成することを目的に、川柳標語募集やイベント（フェスタ、フォーラム、セミナー）、講座などを充実します。
13	広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現の促進	市役所が発行する広報をはじめとした出版物等の作成にあたっては、男女共同参画の視点に立って適切な広報活動を行うことを促進します。また、メディア・リテラシー※2 について理解を深め、情報提供に努めます。
14	男女平等に関する国際的動向の把握および情報提供	男女平等に関する国際的基準や取組状況に関する情報を収集・整理し、広く市民に情報提供していきます。

#### **用語解説** ※2 メディア・リテラシー

新聞、雑誌、テレビ、インターネット等から発信される様々な情報をただ受動的に受け止めるだけでなく、それぞれのメディアの特性を理解し、自分自身で主体的に判断・評価し正しく使いこなす能力のこと。

## 課題（2）新しい家庭文化創造の推進

	施 策	内 容
15	ワーク・ライフ・バランス <sup>※3</sup> の普及	ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）の考え方や重要性についての啓発を行います。
16	男性への家事・育児・介護に関する学習機会や情報の提供	家庭における男性のあり方や役割に関する学習機会や、家事・育児・介護などの家庭生活に関する講座や講習会の充実を図ります。
17	家族が協力して自立した家庭を築くための認識の啓発	男女が性別役割分担意識にとらわれることなく、協力して家庭生活を担うという認識を高める啓発を行います。
18	家族全員で家庭生活を担うための環境整備	仕事と育児・介護の両立を支援するため、育児・介護休業制度、再就職支援などの情報収集に努めるとともに、制度などの取得・利用についてPRします。

ありがとう 感謝でなくなる 男女の差

**用語  
解説**

※3 ワーク・ライフ・バランス

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

## 重点課題 3 人権の尊重

### 課題 (1) 性の尊重

	施 策	内 容
19	男女が互いの性を尊重する性教育の充実	児童生徒が、妊娠や性感染症等の性に関する知識を確実に身につけるよう、適切な指導を実施します。
20	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ <sup>※4</sup> についての啓発	妊娠や出産などを含めた女性の生涯を通じた健康づくりに関することや、母性の保護を受ける権利があることを周知します。

男女の差  
なくしてつくり  
よくなる未来

#### **用語解説** ※4 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなど思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じて、当事者である女性がもつ「性と生殖に関する健康・権利」のこと。

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されている。

## 課題（2）女性に対する暴力の根絶

施 策		内 容
21	人権侵害としての DV に対する認識の啓発	DV などの人権侵害問題について、様々な機会を通して認識を深め、あらゆる暴力の根絶に向けて意識啓発を推進します。
22	デート DV 防止に関する啓発	児童・生徒を対象に、デート DV についての認識を高める教育・学習の充実を図ります。
23	DV 相談体制の充実	DV の実態把握に努めるとともに、被害者や加害者が適切な相談を受けられるよう相談機能を充実します。
24	関係機関との連携協力による被害者の実情に応じた支援	被害者の支援にあたっては、子ども・高齢者・障がい者等それぞれの立場を踏まえ、個人情報には十分に留意しつつ、関係機関と連携協力し、適切な対応・支援を行います。
25	緊急保護支援体制の確立	緊急保護を必要としている DV 被害者に対して、関係機関（警察・病院・弁護士など）と連携し、迅速な支援ができる体制を充実します。
26	自立のための支援体制の確立	DV 被害者が自立して生活できるよう、県等の専門機関と連携し、就労支援、住宅の確保、子どもの就学支援等を行います。
27	DV に関する調査研究の実施	DV 被害者への支援や加害者への対応など、DV に関する先進的な取り組み事例についての情報収集、調査研究を行います。
28	女性に対する防犯への理解の促進	女性を狙う犯罪から身を守るため、女性のための防犯教室などの講座を開催し、女性自身の意識の向上を図ります。

\* 施策 21 ～ 28 までを豊明市 DV 対策基本計画として位置づけます。

### 課題（3）人権侵害に対する救済

施 策		内 容
29	ハラスメント※5の防止対策と啓発	職場、学校などあらゆる場面でハラスメントが起きない環境づくりを行います。また、企業、学校、諸団体と連携した啓発や情報提供を行います。
30	人権尊重についての教育・啓発	男女の人権尊重や男女平等の重要性など人権教育を推進します。また、暴力は人権侵害であり許されるものではないことについて、教育・啓発を行います。

性別をのりこえ手を取りがんばろう



#### ※5 ハラスメント

他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えること。



## 基本目標 Ⅱ 社会参加における男女共同参画の推進

### 【基本的方向性】

- 多様化・複雑化する地域社会の課題を解決するためには、男女の性差を超え互いの知恵と力を出し合う支えあいの仕組みが求められます。
- 誰もが助け合い、支えあう地域社会の構築に向けて、固定的な性別役割分担意識をなくし、地域・学校等への行事に男女の区別なく対等に参画できるよう、市民自身の意識改革を図るとともに、地域社会での自立した男女共同参画の基盤づくりを推進します。
- 男女がともに、家庭、仕事、地域活動など生活のバランスを保つことができるよう、雇用環境の整備を企業へ働きかけます。また、個人の努力とチャレンジをサポートする体制を構築するよう、雇用者の意識改革を促進します。

## 重点課題 1 地域社会での男女共同参画の推進

### 課題 (1) 自立的・自主的な市民活動の推進

施 策		内 容
31	男女共同参画に関わるグループやNPOなどへの支援	女性問題や男女共同参画に取り組んでいる団体やNPOなどへの支援を進めます。
32	女性団体や男女共同参画に関わる団体などの交流ネットワークづくり	女性問題や男女共同参画に関わる活動に取り組んでいる団体などの交流ネットワークづくりを進めます。
33	多様な団体との連携による広報・啓発活動の推進	市民活動団体、区・町内会、各種団体との情報及び意見交換などを行い、男女共同参画社会づくりに向けての効果的な広報・啓発活動を行います。
34	男女共同参画意識を高める講座などの実施	市民活動団体と市が協働し、女性問題や男女共同参画に関する講座・フォーラムなどを開催し、市民の関心を高めます。
35	政策提言できる人材を育成するための講座の実施	男女共同参画の視点から、政策提言などを行える能力をつけるための講座を開催します。
36	人材情報の整備	女性の人材情報に関するデータベースを整備し、審議会等の委員として活躍できるよう、活用します。また、データベースに登録している方を審議会等へ登用することで、活躍の機会を設けます。
37	託児サービスの充実	託児を必要とする人の参加が予想される講座・フォーラムなどの開催において託児を行います。
38	講座等の開催時間の工夫	仕事を持つ人が参加しやすいよう、講座・フォーラムなどの開催時間等に配慮します。
39	情報発信の工夫	広報、ホームページ、回覧板、各種講座やセミナーなど、多様な方法で男女共同参画に関わる情報を発信し、市民が女性問題や男女共同参画に関する情報を得やすい環境を作ります。
40	習慣・慣行の見直しの働きかけ	広報、研修会等を通じて、社会的な男女の役割意識に対する固定観念、世代間の見方や考え方の見直しを図ります。

男女平等  
基本は協力  
応用は無限

課題（2）男女平等の地域コミュニティの活性化

施 策		内 容
41	区・町内会などにおける役職者への女性の登用促進	区・町内会等の地域組織における男女共同参画を促進するため、女性の役職者登用を働きかけます。
42	地域防災活動での女性の活躍推進	豊明市自主防災組織連合会等の地域防災組織において、積極的に女性の活躍を推進します。
43	各種団体における男女平等の理解を促進	区・町内会・老人クラブ・PTA・子ども会などをはじめ各地域における地域団体や組織、また、区長連合会の研修会などで積極的に男女共同参画を働きかけます。
44	キャリアに関するサポート	女性のキャリアや労働、男女雇用機会均等法などに関する講座の開催を行います。また、出産・育児・介護などで退職した女性の再就職を支援するための制度や講座などを開催します。

## 重点課題 2 就業における男女平等

### 課題（1）就労支援の推進

	施 策	内 容
45	就業・再就職支援の充実	女性の再就職、再雇用支援のために、資格取得や能力開発、技術支援などの機会を提供します。
46	起業支援の充実	女性の起業支援に関する情報提供を行います。
47	能力開発のための学習機会の充実	女性の能力開発のためのセミナーや講座を、企業や商工会とも連携を図り、実施します。
48	就労に関する情報提供	ワークシェアリングやワーク・ライフ・バランス等、柔軟かつ仕事と生活の調和がとれた就労形態、及び、これらを推進する地元企業に関する情報提供を行います。

課題 (2) 雇用環境整備の働きかけ

施 策		内 容
49	柔軟な勤務形態の推進	在宅勤務、フレックスタイム制など、柔軟な勤務形態に関する情報を提供し、事業所への導入を促進します。
50	パートタイム労働等における均等待遇確保に関する啓発	パートタイム労働等の雇用管理の改善と均等待遇を図るため、情報提供と啓発を進めます。
51	地域社会活動の推進	事業所、行政などにおけるボランティア休暇制度の導入や推進のほか、地域社会活動への参加や取り組みなどの啓発を行います。
52	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供の推進	広報などを通してワーク・ライフ・バランスに関わる情報を提供します。
53	ファミリー・フレンドリー企業 <sup>※6</sup> 等の登録推進	ワーク・ライフ・バランスを進めるため、企業等に対し愛知県が推進するファミリー・フレンドリー企業、女性の活躍促進宣言への登録を働きかけます。また、本市でも同様の支援策を実施します。



※6 ファミリー・フレンドリー企業

仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取り組みを行う。

### 課題（3）企業等への啓発

施 策		内 容
54	法制度の周知徹底	広報やホームページなどを通して、法制度を周知します。
55	各種情報の提供	労働に関する処遇、労働条件の改善に向けての情報など、県等とも連携し、企業に情報を提供します。また、男女共同参画取り組み成功事例、育児・介護休業促進や労働時間短縮などワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発を行います。
56	商工会との連携	商工会等と連携し、職場における男女平等を進める講演会・セミナー等を開催します。
57	企業における女性参画の促進	企業や各種団体における女性の参画を拡大するため、性別にこだわらない人材の採用・登用を働きかけます。
58	各種団体等における女性参画の促進	環境や観光、まちづくり分野において、女性の視点や能力を活かすため、活動団体に女性の参画を働きかけます。
59	市民・企業への意識調査の実施	市民・企業を対象としたアンケート調査などを行い、現状把握と意識啓発を行います。

大切に つないでいこう 男女の輪

## 基本目標 Ⅲ 生涯にわたる安心・安全な生活の確保

### 【基本的方向性】

- 子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。多様化・複雑化・専門性が求められる子育て支援のニーズに対し、総合的な子育て支援が必要です。また、子どもへの虐待を未然に防止するため、早期発見をはじめとした、虐待防止に関する施策を推進します。
- 高齢者・障がい者の社会参加や生きがいづくりなど福祉サービスの充実が必要です。また、介護への過重負担解消に向けて、地域における質と量の両面にわたる介護サービスの基盤整備が必要です。
- 生涯にわたり心身ともに健やかに暮らすためには、家族やパートナーをはじめ、社会全体での健康維持に関する意識啓発や情報提供が必要です。
- 災害発生等の緊急時、女性・子ども・高齢者などの安全を確保するためには、日頃からの備えが重要です。また、地域で外国人が直面している課題の解決を図る必要があります。

## 重点課題 1 次世代育成支援

### 課題（1）総合的な子育て支援

施 策		内 容
60	子育て支援の施設の充実と活用	子育て支援センター、児童館、放課後児童クラブ等をさらに充実し、住民が子育てしやすい施設として活用します。
61	多様なニーズに対応する保育サービスの充実	保護者の多様な保育ニーズ（一時保育、乳児保育、延長保育、病児・病後児保育）に対応した保育環境の整備と充実を図ります。
62	子育てに関する多様な情報提供	子育ての不安や孤立をなくし、男女がともに育児に関わることができるよう、広報やホームページなどを通して情報提供を図ります。
63	子どもを対象にした出会いや活動の場の提供	児童館などと連携し、子どもが多様な大人と出会ったり、子ども同士で活動できる場づくりを行います。

### 課題（2）子どもへの虐待防止

施 策		内 容
64	早期発見のための環境整備	定期的なケース会議等の開催を通じ、要保護児童やDV 被害者について、関係機関と情報の交換や支援方策の検討を行います。また、児童虐待防止、根絶に向けた啓発・研修会等を実施します。
65	被害を受けた子どもへの支援体制の整備	被害を受けた子どもの心身状態や家庭状況等に十分な配慮を行いつつ、心身の健康や生活の回復に向けた支援を行います。
66	子どもを対象にした相談窓口の設置	虐待やいじめなどの問題に対して、子ども自身が相談できる窓口について、児童・障害者相談センターなどと連携していきます。



## 重点課題 2 高齢者・障がい者支援

### 課題（1）高齢者・障がい者福祉の充実

施 策		内 容
67	高齢者・障がい者の自立支援	高齢者・障がい者の自分らしい自立した生活を支援するため、性別の違いに配慮したきめ細やかな相談支援体制や生活支援事業の充実を図ります。
68	高齢者の生きがい支援と社会参加の促進	高齢者を対象にした学習機会や就労機会の提供、老人クラブ活動の充実など、高齢者の生きがい支援と社会参加を推進します。
69	障がいのある子どもを持つ家庭に対する子育て支援の充実	障がいのある子どもを持つ家庭に対する相談を充実させます。
70	障がい者の福祉サービスの充実	障がい者の地域生活を支え、働く場づくりの促進など、福祉サービスの充実を図ります。

### 課題（2）過重負担の解消

施 策		内 容
71	介護サービスの充実	仕事を持つ男女が仕事と介護を両立できるよう、適切な介護サービスの利用を支援します。
72	介護の社会化と介護分野での男女共同参画に関する情報提供と啓発	介護は、家族だけでなく、社会全体で担う仕事であること、介護分野での男女共同参画を進める必要があることを、広報などを通して啓発・情報提供するとともに、講座やセミナーなどの学習機会を設けます。
73	介護環境の整備と支援	介護 NPO・ボランティア活動を広げるなど介護環境を整備し、支援します。

## 重点課題 3 心と身体 の健康支援

### 課題 (1) 健康維持支援

	施 策	内 容
74	性差に配慮した健康づくりの推進	がん検診をはじめとした健康推進事業において、性差に配慮するよう努めます。
75	健康に関する正しい知識の普及	ストレスへの気づきやその対処法など、心と身体 の健康に関する知識を普及します。また、検診の機会を活用し、病気の予防や健康に関する知識を普及します。

ふれあえば  
みんなの  
ところに  
はなひらく

## 重点課題 4 社会的支援の拡充

### 課題（1）災害時における女性等への配慮

	施 策	内 容
76	防災・災害時における意思決定の場への女性の参画推進	防災・災害対応時において、女性の意見も反映されるよう、女性向けの啓発活動を実施します。
77	男女共同参画の視点に立った防災・災害時対策の推進	防災会議において女性委員を登用するなど、女性の意見を市の防災・災害時対策に反映させます。
78	女性や障がい者の視点に立った災害時の環境整備	避難所などの場において女性や障がい者の安全が確保されるよう配慮をしたり、女性や障がい者の視点から考えられる備蓄品などを整備します。

### 課題（2）外国人に向けた支援

	施 策	内 容
79	在住外国人への情報提供と相談体制の充実	日本で生活する外国人に対し、DV等に関する多言語での情報提供や相談体制の充実を図ります。
80	外国人市民をサポートするボランティア団体の設立と支援	日本での生活に悩みを抱える外国人をサポートするボランティア団体の設立と活動を支援します。

## 基本目標Ⅳ 計画の推進・評価

### 【基本的方向性】

- 男女共同参画社会を実現するには、地域と市の緊密な連携・協力のもと、多岐にわたる取り組みを、効果的かつ効率的に進める必要があります。そのためには、基盤となる推進体制を整備・充実し、あらゆる分野での推進が重要です。
- 市職員への周知理解、女性の施策審議の場への参画等、庁内の推進体制の整備が必要です。また、市だけでなく、女性団体、民間企業、経営者団体、労働団体等の機関・団体、そしてすべての市民が、必要に応じて連携し、それぞれの立場で自主的に取り組むことが必要です。

性別で  
あきらめないで  
将来の夢

## 重点課題 1 推進及び評価

### 課題（1）計画推進体制の整備

施 策		内 容
81	市民協働で計画を推進するための取り組みへの支援	男女共同参画に対する人々の意識や行動を変えるため、市民活動団体などをはじめとした多様な主体による取り組みを支援します。
82	男女共同参画社会を支える環境の整備	男女共同参画推進のための条例制定や拠点づくりを検討します。

### 課題（2）評価体制の確立

施 策		内 容
83	評価基準の設定及び適正評価等に基づくプランの見直し	評価基準として有効な指標等の設定を行うとともに、適正な評価と国・県の動向に基づき、必要に応じてプランの見直しを行っていきます。

### 課題（3）調査・研究

施 策		内 容
84	男女共同参画に関する意識・実態調査の実施	定期的なアンケート調査の実施や、個別課題に関する調査を行い、市民意識や実態を把握します。
85	男女共同参画に関わる研究の実施	アンケート調査の分析や、国内外の情報を収集・分析するなど、男女共同参画に関わる研究を推進し、市政に生かしていきます。

## 重点課題 2 庁内体制の整備

### 課題（1）推進組織の整備

施 策		内 容
86	管理職への女性の積極的登用	政策・方針決定過程へ女性の参画を拡大するため、個人の適性、能力を踏まえ、管理職への女性の登用を促進します。また、管理職にふさわしい人材育成・能力開発を行います。
87	審議会等における女性委員の登用促進	審議会・委員会等委員への女性の登用を促進し、全委員に占める女性の割合の向上を図ります。
88	男女共同参画に関する情報発信体制の充実	IT を利用した男女共同参画に関する情報の発信体制を充実します。
89	性別にとらわれない職務分担の促進	性別にとらわれず、個人の能力・適性を重視した職務分担や配置を進めます。
90	市政の課題への男女共同参画の視点の導入	社会情勢に応じて設定される市政の課題を実行するにあたって、男女共同参画の視点を入れていきます。

### 課題（2）意識改革の推進

施 策		内 容
91	男女共同参画に関する市職員研修の実施	男女平等意識を身につけるための研修を実施し、男女共同参画の視点に立った職場環境の改善に努めます。
92	職員におけるワーク・ライフ・バランスの推進	職員に対して育児・介護休業の取得や年次休暇取得を呼びかけるとともに、仕事と生活の両立を可能にする職場環境の整備を行います。
93	ハラスメント防止のための研修の実施と情報提供	ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント）が人権侵害であるとの認識を広めるため、職員に対して職場研修を開催します。



## 第3章

# 数值目標・重点目標



## 1 数値目標

4つの基本目標ごとに、男女共同参画の推進状況を測る数値目標を設定します。

### 基本目標 I 男女平等教育・啓発の推進

指標	算出方法	現状値	目標値	備考
		平成 25 年度	平成 36 年度	
男女の地位の平等についての評価	男女共同参画市民意識調査で社会全体において男女が「平等」と答えた人の割合	17.3%	50.0%	・重点目標管理指標 ・市民意識調査
虐待、DV の件数	虐待、DV と認定された件数（年間）	59 件	29 件	・第 5 次総合計画

### 基本目標 II 社会参加における男女共同参画の推進

指標	算出方法	現状値	目標値	備考
		平成 25 年度	平成 36 年度	
保育園入園の待機児童数	入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、入所していない児童数(4月1日)	0 人	0 人	
町内会長・区長に占める女性の割合	町内会・区に占める女性役職者の割合（4月1日）	6.0%	18.8%	・重点目標管理指標 ・第 5 次総合計画

### 基本目標 III 生涯にわたる安心・安全な生活の確保

指標	算出方法	現状値	目標値	備考
		平成 25 年度	平成 36 年度	
人生が楽しいと感じている高齢者の割合（65 歳以上）	アンケート調査で「人生が楽しいと思う」と回答した高齢者の割合	75.2%	85.7%	・重点目標管理指標 ・第 5 次総合計画
女性のがん検診での女性医師の登用率	乳がん・子宮がん検診の年間実施回数のうち、女性医師が担当した割合	子宮がん 100.0% 乳がん 76.4%	子宮がん 100.0% 乳がん 100.0%	

## 基本目標 IV 計画の推進・評価

指標	算出方法	現状値	目標値	備考
		平成 25 年度	平成 36 年度	
男性の育児（介護）休暇取得者数	男性が育児（介護）休暇を取得した人数（年間）	1 人	18 人	・第 5 次総合計画
市職員女性管理職登用率	課長補佐以上の管理職	24.2%	36.4%	

### ■備考欄の説明

- ・重点目標管理指標  
重点目標の達成度を管理するための指標
- ・市民意識調査  
男女共同参画プラン市民意識調査に関連する指標
- ・第 5 次総合計画  
第 5 次総合計画まちづくり指標

## 2 重点目標

施策推進のために、次の施策を重点目標として取り組んでいきます。

- I 広報・出版物等における男女共同参画視点に立った表現の促進（施策 13）
- II 区・町内会などにおける役職者への女性の登用促進（施策 41）
- III 高齢者の生きがい支援と社会参加の促進（施策 68）



参考

関連法令等

# 男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

目次 前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び

実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
  - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
  - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間

とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法 (平成 9 年法律第 7 号) は、廃止する。

附 則 (平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律 (平成 11 年法律第 88 号) の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成 13 年 1 月 6 日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者 (任期の定めのない者を除く。) の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律 (第 2 条及び第 3 条を除く。) は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)



# 豊明市男女共同参画懇話会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、豊明市附属機関設置条例（平成26年豊明市条例第34号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、豊明市男女共同参画懇話会（以下「懇話会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 条例第2条に規定する懇話会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策について調査審議を行うこと。
- (2) 男女共同参画基本計画の策定及び改定に意見を述べること。
- (3) 男女共同参画施策の推進状況に対する効果が検証できる措置を講ずること。
- (4) 市長の諮問に応じ、男女共同参画に関する事項について意見を述べること。
- (5) その他男女共同参画社会の推進に関すること。

(委員)

第3条 懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 人権擁護委員等の公職者
- (2) 各種団体、企業等から推薦を受けた者
- (3) 男女共同参画に関する専門的な知識を有する者
- (4) 公募により選出された者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 副会長は、会長が委員のうちから指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 懇話会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 懇話会は必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を会長に報告する。
- 5 部会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 6 前各項に掲げるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(関係者の出席等)

第8条 懇話会又は部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 懇話会の庶務は、市民生活部市民協働課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 第3次とよあけ男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 豊明市の男女共同参画に関して、基本的な方針及び総合的かつ効果的な施策をまとめ、第3次とよあけ男女共同参画プラン(以下「プラン」という。)を策定するため、プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) プランの策定に関すること。
- (2) その他男女共同参画の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 委員会に委員長を置き、市民生活部長をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

(委員長及び職務代理)

第5条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要と認めるときに招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民生活部市民協働課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

市民生活部長

秘書広報課長

児童福祉課長

健康推進課長

市民協働課長

産業振興課長

学校教育課長

生涯学習課長

# 豊明市男女共同参画推進担当者設置要綱（平成18年3月20日決裁）

（設置）

第1条 豊明市の男女共同参画施策推進及び計画評価等を把握するため、各課等に男女共同参画推進担当者（以下「推進担当者」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 推進担当者は、次の事務を所掌する。

- （1）男女共同参画プランの推進施策・事業計画実施状況の点検・報告に関すること。
- （2）男女共同参画プランの改訂に伴う調査・回答に関すること。
- （3）その他、豊明市の男女共同参画に関する各課等での推進事業に関すること。

（任期）

第3条 推進担当者の任期は、異動等により現在の課等を離任するまでとする。

2 離任に際しては後任職員を選任し、速やかに事務局に報告するものとする。

（事務局）

第4条 事務局を市民部市民協働課に置き、推進担当者への協力を依頼するものとする。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 この要綱でいう課等とは、豊明市事務分掌規則（平成15年12月19日規則第28号）第2条、豊明市収入役の補助組織設置規則（昭和52年4月5日規則第9号）第2条、豊明市消防本部の組織に関する規則（昭和62年3月25日規則第11号）第2条、豊明市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和47年8月1日条例第80号）第3条、豊明市議会事務局処務規程（平成15年12月19日議会訓令第1号）第2条、豊明市教育委員会事務局処務規則（平成6年3月25日教委規則第2号）第3条及び豊明市監査委員に関する条例（昭和47年8月1日条例第16号）第3条に規定する課、室、消防署、課等、事務局をいう。

## 第3次とよあけ男女共同参画プラン

### 平成27年度～平成36年度

---

発行年月	平成27年3月
発行	豊明市
編集	豊明市 市民生活部 市民協働課 〒470-1195 豊明市新田町子持松1番地1 TEL：(0562) 92-8306 FAX：(0562) 92-1141 E-mail:kyodo@city.toyoake.lg.jp

---

### 第3次とよあけ男女共同参画プラン

